

## 台風19号に伴う被害に対する要望

10月12日から13日にかけての台風19号による豪雨により、町内各地で住家等への床上・床下の浸水、道路及び河川の損壊、農地への冠水や土砂体積等による甚大な被害が発生しております。

石川町におかれましても、いち早く災害対策本部を設置し、その任に尽力され、災害対策にあたられていることに敬意を表するところです。

つきましては、本町の一日も早い復旧と復興を図り、被災された町民の生活再建、被災事業者等の経営再建と安定を図るため、下記事項について十分な対策を講じられるよう要望いたします。

### 記

- 1 被災者支援に対し、万全の体制及び対策を講じて支援策等の情報提供を行い、被災者及び事業者の生活再建を期すことができるよう努められたい。
- 2 災害廃棄物の処理については、被災者の負担軽減に努められたい。また、漂流物については、町負担による処理の体制を講じられたい。
- 3 被災した国・県道、河川等については、早期復旧ができるよう、国・県に要請を行うと共に、町道・農道等については、国・県等に支援を要請し早急に対策を進められたい。また、農地、農業用施設等の復旧については、国・県等との連携を図り対策を講じられたい。

令和元年11月7日

石川町長 塩田 金次郎 様

石川町議会議長 草野 伝明

令和元年10月発生台風19号災害の  
復旧・復興に向けた議会活動中間報告書

石川町議会  
令和元年11月

## 1. 活動状況について

(1) 活動期間 令和元年10月18日～令和元年11月6日

(2) 活動目的 令和元年9月の議員改選後、台風19号（令和元年10月12日）による水害等により、発生直後から、議員個人々の立場で町災害対策本部に対して要望活動等を行っていましたが、議会として町民の意見を集約して対応すべきとの声があがり、町当局と連携し、災害対策業務等に協力するとともに、町民生活の一日も早い安定と復旧・復興、安全・安心なまちづくりに資することを目的に活動をしました。

(3) 班別名簿

班名	議員氏名				担当地区
1班	乾 初美	下山田和雄	渡辺 実	小木 芳郎	母畑～北町
2班	藤島 一浩	関根 信次	矢内 義将	近内 雅洋	新町～馬場町
3班	根本 重泰	増子美知夫	瀬谷 京子		古町～猫啼
4班	菊池美知男	瀬谷 寿一	草野 伝明		兔田、王子平～沢田

(4) 主な活動経過及び協議内容

年月日	主な活動経過及び協議内容
令和元年10月12日	○正副議長町災害対策本部待機、避難所激励 ○総務産業建設常任委員会正副委員長災害状況の確認
令和元年10月13日	○正副議長災害状況の確認
令和元年10月13日 ～17日	○議員個人々の立場で町災害対策本部に対して要望活動
令和元年10月18日	○第14回議員全員協議会 ・町から被害状況の報告 ・議会としての対応を協議 災害法体系、災害時の行動指針、郡山市業務継続計画（BCP）、災害時における議会の役割、東日本大震災時等これまでの議会対応について
令和元年10月25日	○第15回議員全員協議会 ・町から被害状況の報告 ・議会としての対応を協議 時系列による行動の確認、安否確認表、災害被害状況

	報告書、第14回全協町民の声集約確認、国への要望活動について
令和元年10月29日	○町民の声を聴く班別活動の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1班（母畑から北町方面）</li> <li>・ 2班（新町から馬場町方面）</li> <li>・ 3班（古町から猫啼方面）</li> </ul>
令和元年10月31日	○町民の声を聴く班別活動の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4班（兎田、王子平から沢田方面）</li> </ul>
令和元年11月6日	○第16回議員全員協議会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町から被害状況の報告</li> <li>・ 議会としての対応を協議</li> </ul> 災害被害状況報告書集計、復旧復興に向けた議会活動中間報告書、要望書の提出について

(5) 要望活動状況

年月日	主な活動経過及び協議内容
令和元年10月23日	○2019年10月発生台風第19号被害に対する緊急要望書提出【こおりやま広域連携中枢都市圏】 <要望先> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総務省：斎藤洋明政務官、内藤自治財政局長</li> <li>・ 経済産業省：菅原一秀大臣</li> <li>・ 文部科学省：山崎雅男文教施設企画防災部長</li> <li>・ 環境省：小泉進次郎大臣</li> <li>・ 農林水産省：牧元農村振興局長、横山経営局長</li> <li>・ 国土交通省：山田邦博技監</li> <li>・ 内閣府：平将明副大臣</li> <li>・ 厚生労働省：橋本岳副大臣</li> <li>・ 根本匠衆議院議員</li> </ul>
令和元年10月29日	○2019年10月発生台風第19号被害に対する緊急要望書提出【石川地方町村会、石川地方町村議会議長会】 <要望先>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内閣府：安部晋三総理大臣</li> <li>・ 総務省：高市早苗大臣</li> <li>・ 農林水産省：江藤拓大臣</li> <li>・ 経済産業省：菅原一秀大臣</li> <li>・ 国土交通省：赤羽一嘉大臣</li> <li>・ 環境省：小泉進次郎大臣</li> </ul>
--	--

## 2. 災害対応時における町民の声について

災害対応事項内容	町民の声
■活動体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災計画が機能せず、行動計画BCPを作成すべき。</li> <li>・ 町（職員）の連絡網が機能していない。</li> </ul>
■交通応急対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活道路の泥除去について。</li> <li>・ 水郡線の早期復旧について。</li> </ul>
■輸送対策	
■災害広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放流時の広報無線対応について。</li> <li>・ 越流の際にはサイレンが鳴らないのか。</li> <li>・ 火災時のようなサイレンで放送できないか。</li> <li>・ 個別受信機の全戸配布について。</li> <li>・ 防災ラジオが1回では聞き取りにくいいため繰り返し放送。</li> </ul>
<input type="checkbox"/> 消防・医療救護活動	
<input type="checkbox"/> 災害時要援護者対策	
■避難・帰宅困難者等対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住宅等町全体の消毒実施について。</li> <li>・ 被災者の自殺予防対策について。</li> <li>・ 一人暮らしや高齢者の今後の見守り活動。</li> <li>・ 消毒液の配布量が少ないため増量配布を要望。</li> <li>・ ストレス増加に対する支援。</li> <li>・ 消毒を地区（エリア）単位で実施してほしい。</li> <li>・ インフル予防接種補助対象者の拡大。</li> <li>・ 避難所総合体育館の駐車場が少ない。</li> </ul>
■応急住宅対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仮設住宅の対応を早急に願う。</li> <li>・ 仮に住む所が無い。</li> <li>・ 住宅修理への支援は。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土のう袋の備蓄が無かった。</li> <li>・床下浸水被害への支援。</li> <li>・応急町営住宅の無償化と入居期間延長。</li> </ul>
■食料等供給・義援物品配分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・流出した家庭用常備薬の配布について。</li> </ul>
□遺体捜索・取扱い・埋葬	
■清掃活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゴミ処理費の財源について。</li> <li>・漂着瓦礫の処理について。</li> <li>・災害ゴミの回収が遅くて困っている。</li> <li>・ゴミステーションの回収を業者がしない。</li> <li>・住宅再建時における廃材を災害ゴミ対応すること。</li> <li>・施設組合に大型裁断機を導入すること。</li> </ul>
■文教・公共施設対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川底土砂が1 m上昇のため県へ撤去（浚渫）。</li> <li>・旧分庁舎裏河川の北須川合流地点改修。</li> <li>・渡里沢川の早期改修を。</li> <li>・北須川第2保育所付近の堤防改修。</li> <li>・福田川と北須川合流点付近の河川改修。</li> <li>・北須川、社川の堤防の嵩上げ改修。</li> <li>・井筒屋付近の堤防嵩上げ改修。</li> <li>・国道118号線の嵩上げ改修。</li> <li>・第二保育所の再開を、迅速に進めること。</li> </ul>
■産業応急対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出荷前の水稻玄米の被害対応。</li> <li>・商業再開に対する支援。</li> <li>・広島県で実施した中小企業復旧グループ補助金を同様に。</li> <li>・廃業対策を。</li> <li>・農地復旧に対する支援。</li> <li>・水田内にあるゴミの撤去と処分。</li> <li>・開パ水管橋修繕を次年度春までに対応すること。</li> </ul>
□ライフライン施設の応急対策	
■被災者等の生活確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・り災証明を地域毎に身近な場所で発行できないか。</li> <li>・り災証明の早急な発行。</li> <li>・経営再建のための資金調達情報を。</li> <li>・相談窓口の未設置、周知不足。</li> <li>・入浴期間の延長を（住宅修繕完了まで）。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者へ見舞金の支給を。</li> <li>・被災者入浴の無料化。</li> <li>・災害支援情報の迅速な住民周知を。</li> </ul>
■ ボランティア対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入浴補助をボランティアや手伝い者へ拡充を。</li> <li>・一人暮らし世帯へボランティアの継続支援。</li> <li>・ボランティア支援の広報不足。</li> </ul>
■ その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・激甚災害指定について。</li> <li>・避難訓練の定期実施。</li> <li>・ハザードマップの見直し。</li> <li>・職員の現地確認が少ない。</li> <li>・町長労いの言葉広報無線放送。</li> <li>・鳥内区長被災のため、職員配置願う。</li> <li>・災害時の議員全員協議会早期開催。</li> <li>・議会災害対策マニュアルの早期策定。</li> <li>・人口減、税収減対策を。</li> </ul>

### 3. 復旧・復興に向けた要望事項について

#### (1) 活動体制の整備について

- ・町の防災計画の再点検と内閣府が推進する「大規模災害時における地方公共団体の業務継続計画」を策定すること。

#### (2) 交通応急対策について

- ・生活道路の汚泥除去を進めるとともに、水郡線の全線開通を要望すること。

#### (3) 災害広報について

- ・災害時においては広報無線のサイレン機能を活用するとともに、個別受信機の全戸配布を図ること。

#### (4) 消防・医療救護活動について

- ・災害時においては、被災されている消防団員の活動参加について配慮すること。

#### (5) 災害時要援護者対策について

- ・独居高齢者、高齢者世帯、要介護援護者、障害者への見守り活動を継続すること。

#### (6) 避難、帰宅困難者等対策について

- ・被災者の心に寄り添った対応を図るとともに、住宅の周辺などについても面的な防疫対策を図ること。

#### (7) 応急住宅対策について

- ・仮住まい住宅の迅速な確保と無償化、入居期間の延長を図ること。また、住宅の

応急修理や床下浸水被害に対しても支援を検討すること。

- (8) 災害救助物資の確保について
  - ・流出した家庭用常備薬等を配布すること。
- (9) 清掃活動について
  - ・莫大な金額が想定される災害ゴミの処理費については、国県の支援制度を活用するとともに、住民に対しても相互理解などの周知を図ること。
- (10) 公共施設整備について
  - ・今回氾濫した北須川と社川については、雨量データを活かした河川改修や堤防の嵩上げ、浚渫を実施すること。また、それらの川に流れ込む支流との合流地点についても改修を図ること。
  - ・第二保育所の再開を迅速に進めること。
- (11) 産業応急対策について
  - ・被災事業主に対する産業の応急対策や再建支援策、融資情報の充実を図ること。
- (12) 被災者等の生活確保について
  - ・被災者に寄り添った専門の相談窓口を設置するとともに、高齢者への見舞金支給や日帰り入浴制度の拡充を図ること。
- (13) ボランティア対策について
  - ・ボランティア活動者への支援策として、被災者入浴制度等の拡充を検討し、観光の振興を図ること。
- (14) その他について
  - ・被災家屋の調査データを活かしたハザードマップの見直しを図ること。また、定期的な避難訓練を実施し、災害に強いまちづくりを進めること。

#### 4. おわりに

議会は行政の議決機関として、予算、決算、条例、重要な契約などの審議において、執行機関の事務執行状況をチェックし、また、町の重要な政策形成過程において住民の代表者として地域性や住民ニーズを反映するなど、極めて重要な役割を担っている。

議会は、地域で大規模な災害が発生した非常事態においても、議会活動を機能停止することなく、適正で公正な議会運営により、この議会機能を保持する必要性が求められている。そのためには、様々な事態を想定することにより、議会としての災害対応体制を整えなければならない。また、災害時の初期対応、復旧・復興時においても、住民の代表機関として大きな責務と主体的役割を担う必要がある。

今回得られた情報、新たに発見された課題、災害対策に関する法令改正などについては、今後、議会活動に反映させていく必要がある。また、検討課題に対する対策が完了した場

合や実施すべき内容・手順などに変更が生じた場合においても、それらを行動計画に反映させる必要がある。そのため自らの発議又は提案により、必要の都度、災害時における議会活動の適宜見直しを図るものとする。